

2020年6月19日

学生・大学院生 各位

薬学部長・研究科長

応用生命科学部長・研究科長

新型コロナウイルス感染症対応に関する授業欠席の取扱いについて

『新型コロナウイルス感染症』への対応について」に基づき、下記事由により自宅待機した場合は、欠席届に「新型コロナウイルス感染症対応に関する授業欠席申告書」を添えて提出することで、当該欠席を欠席回数に算入しません。ただし、同申告書の添付のない欠席は通常の欠席として扱いますので、ご注意ください。

記

(1) 適用事由

- ① 発熱等の風邪症状
- ② 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として保健所から自宅待機の指示を受けた

(2) 適用期間

2020年6月1日から

※6月1日から6月19日までの期間に該当する欠席があった場合は、6月末までに申告してください。

(3) 申告方法

- ・(1)に該当する事由が発生した場合は、速やかに shugaku-support@nupals.ac.jp までメールしてください。

メール件名は「新型コロナ関係欠席(〇〇学部)」としてください。

本文には、①学年、②学籍番号、③氏名、④該当する事由、⑤現在の体調や状況の詳細、⑥登校予定日を記載してください。(連絡後に登校予定日が大幅に変更になった場合は、改めて連絡してください。)

なお、大学への連絡はご家族が行っても差し支えありません。

- ・事由が解消し、登校可能となったら、速やかに「新型コロナウイルス感染症対応に関する授業欠席申告書」及び「健康記録カード」を持参のうえ、保健室で確認を受けてください。同申告書に保健室の確認印をもらったら、同申告書を添えて欠席届にアドバイザーまたは研究室主任から確認印をもらい、事務部に提出してください。

(4) その他

- ・事由①の申告を行うにあたり、医療機関の診断の有無は問いません。また、自身が完全に回復したと判断したら、登校して結構です。
- ・自宅待機期間中の授業内容や課題等については、登校後に科目担当教員に確認してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合の対応については、『新型コロナウイルス感染症』への対応について」を参照してください。

以上